

1.2.2 手続書類で使用できる文字

手続書類で使用できる文字種類、文字修飾について説明します。

《参考》 JIS コードについては、「付録 J JIS-X0208-1997 コード表」をご覧ください。

■全角文字

XML 系・SGML 系共通

JIS-X0208-1997「情報交換用漢字符号系」に準拠したシフト JIS コード漢字は、JIS 第一水準漢字および JIS 第二水準漢字を使用してください。ただし、「合成用丸（2区94点）」、丸付き数字は使用できません。



次の文字は、次に述べる用途以外には使用しないでください。

- “【” “】” : 識別子に使用します。
- “▲” “▼” : 置き換え規則に使用します。
- “■” : ※使用できません。

■半角文字

XML 系・SGML 系共通

JIS-X0201-1976 の文字集合のうち、以下のもの

- 数字
- 英字（大文字・小文字）
- 下表の記号

	間隔	>	不等号（より大）
,	コンマ	¥	円記号
.	ピリオド	\$	ドル記号
:	コロン	%	パーセント
;	セミコロン	#	番号記号、井げた
?	疑問符	&	アンパサンド
!	感嘆符	*	星印、アスタリスク
`	アクサングラフ	@	単価記号
^	アクサンシルコンフレックス	[始め大括弧
~	オーバーライン・論理否定記号]	終わり大括弧
_	アンダーライン	{	始め中括弧
/	斜線	}	終わり中括弧
	縦線	+	正符号、加算記号
'	右シングル引用符、アポストロフィ	-	負記号、減算記号
”	右ダブル引用符	=	等号
(始め小括弧	<	不等号（より小）
)	終わり小括弧		



〈 〉（不等号）は、スペシャルキャラクターで入力してください（書類作成編「1.2.2 手続書類で使用できる文字」の「■スペシャルキャラクターで入力する文字」参照）。



- 半角カタカナは使用できません。
記載されていた場合は、全角カタカナに置換されます。
- 文字フォントは、「MS 明朝」などの日本語用フォント（和文フォント）をお使いください。
- 表示および印刷される文字の形・大きさは、お使いになっている文字フォントにより異なります。従って、同じインターネット出願ソフトを使用した場合でも、環境によって文字の形・大きさは異なります。

■倍角文字

SGML系書類のみ使用できます。

■文字修飾・改行

XML系書類では、文字修飾（半角／下線／上付／下付）と改行が使用できます。

SGML系書類では、文字修飾（半角／倍角／下線／上付／下付）と改行が使用できます。

文字修飾と改行が使用可能な箇所は、XML系書類とSGML系書類によって異なります。

《参考》 手続補正書、手続補正書（方式）、誤訳訂正書、特許協力条約第34条補正の翻訳文提出書で、【発明の名称】、【考案の名称】を補正する場合は、下線のみ使用できます。

●XML系の場合

次の項目の項目内容にのみ、文字修飾と改行が使用できます。

標準項目名	書類中の特定項目の項目内容
請求項	請求の範囲の【請求項n】
段落番号 図の説明	明細書の【0001】 ※ 書類作成編「2.3.1 段落番号の記載方法」を参照 【図面の簡単な説明】内の【図n】 ※ 【図n】は、改行は使用できません。 ※ 旧様式の明細書の補正の場合は、明細書内のどこでも文字修飾できます。
配列表	配列表（ST.25）の内容 ※ 改行のみ使用できます。文字修飾は使用できません。
要約書	要約書の内容
段落	外国語特許請求の範囲、外国語明細書、外国語図面、外国語要約書の内容
意見の内容	誤訳訂正書の【訂正の理由等】 意見書の【意見の内容】 上申書の【上申の内容】 弁明書の【弁明の内容】 早期審査に関する事情説明書の【早期審査に関する事情説明】 早期審査に関する事情説明補充書の【補充の内容】 優先審査に関する事情説明書の【実施の状況等】 実用新案技術評価請求書の【請求人の意見】 実用新案技術評価請求書（他人）の【請求人の意見】
添付物件	添付物件の【内容】 ※ 添付物件がつけられるのは、以下の書類のみです。 ・ 誤訳訂正書の「訂正の理由の説明に必要な資料」など ・ 早期審査に関する事情説明書の「出願書類願書の写し」など ・ 早期審査に関する事情説明補充書の「出願書類願書の写し」など ・ 特許協力条約第19条補正の写し提出書の「条約第19条補正の写し」 ・ 特許協力条約第34条補正の写し提出書の「条約第34条補正の写し」 ・ 刊行物等提出書
補正の内容	手続補正書、手続補正書（方式）、特許協力条約第19条補正の翻訳文提出書、特許協力条約第34条補正の翻訳文提出書で、上記の箇所を補正する場合の【補正の内容】 手続補正書、手続補正書（方式）で、審判系書類の記部を補正する場合（例：【手続の経緯】など） 誤訳訂正書で、上記書類を補正する場合の【訂正の内容】 ※ 【〇〇の内容】の中は、補正（訂正）対象書類の各項目を参照
証明に係る 事項	証明請求書の【証明に係る事項】 ※ 請求書類です。

●SGML 系の場合

次の項目の項目内容にのみ、文字修飾と改行が使用できます。

標準項目名	書類中の特定項目の項目内容
意匠の特徴	特徴記載書の【意匠の特徴】
意見の内容	意見書の【意見の内容】 弁明書の【弁明の内容】 上申書の【上申の内容】 早期審査に関する事情説明書の【早期審査に関する事情説明】 早期審査に関する事情説明補充書の【補充の内容】
記部の記事 (項目名不定)	審判系書類の【請求の理由】など
補正の内容	手続補正書、手続補正書(方式)で、上記の箇所を補正する場合の【補正の内容】
添付物件	全書類の添付物件の【内容】
証明に係る事項	証明請求書の【証明に係る事項】 本国登録証明請求書の【証明に係る他の事項】

■スペシャルキャラクターで入力する文字

インターネット出願ソフトでは、以下のスペシャルキャラクターをサポートします。



スペシャルキャラクターは、テキストエディタで入力する場合のみ使用します。ワープロソフトなどで HTML 保存する場合、ワープロ文書上では、記号をそのまま入力します。

●Windows 版の場合

文字	文字名称	文字エンティティ	数値エンティティ
"	ダブル引用符	"	"
&	アンパサンド	&	&
<	不等号 (より小)	<	<
>	不等号 (より大)	>	>
'	右シングル引用符 アポストロフィ	'	'
半角空白	半角空白	 	
タブ	タブ			
´	アクセント記号 プライム符号	´	´
¨	ウムラウト	¨	¨
±	正または負符号	±	±
×	乗算記号	×	×
÷	除算記号	÷	÷
°	度、温度記号	°	°
§	節記号、章記号	§	§
¶	段落記号	¶	¶

※ 「"」「&」「<」「>」のみ、英大文字、英小文字の両方が使用できます。

※ 「タブ」は半角空白として扱います。

●Mac 版の場合

文字	文字 エンティティ	数値 エンティティ
"	"	"
&	&	&
<	<	<
>	>	>
´	´	´
¨	¨	¨
…	…	…
‘	&lquo;	‘
’	’	’
“	“	“
”	”	”
±	±	±
×	×	×
÷	÷	÷
≠	≠	≠
∞	∞	∞
∴	∴	∴
°	°	°
′	′	′
″	″	″
§	§	§
→	→	→
←	←	←
↑	↑	↑
↓	↓	↓
∈	∈	∈
∋	∋	∋
⊆	⊆	⊆
⊇	⊇	⊇
⊂	⊂	⊂
⊃	⊃	⊃
∪	∪	∪
∩	∩	∩
∧	∧	∧
∨	∨	∨
～		〜
//		‖

文字	文字 エンティティ	数値 エンティティ
—		—
⇒	⇒	⇒
⇔	⇔	⇔
∀	∀	∀
∃	∃	∃
∠	∠	∠
⊥	⊥	⊥
∂	∂	∂
∇	∇	∇
≡	≡	≡
√	√	√
∞	∝	∝
∫	∫	∫
‰	‰	‰
†	†	†
‡	‡	‡
¶	¶	¶
A	Α	Α
B	Β	Β
Γ	Γ	Γ
Δ	Δ	Δ
E	Ε	Ε
Z	Ζ	Ζ
H	Η	Η
Θ	Θ	Θ
I	Ι	Ι
K	Κ	Κ
Λ	Λ	Λ
M	Μ	Μ
N	Ν	Ν
Ξ	Ξ	Ξ
O	Ο	Ο
Π	Π	Π
P	Ρ	Ρ
Σ	Σ	Σ
T	Τ	Τ
半角空白	 	

文字	文字 エンティティ	数値 エンティティ
Υ	Υ	Υ
Φ	Φ	Φ
X	Χ	Χ
Ψ	Ψ	Ψ
Ω	Ω	Ω
α	α	α
β	β	β
γ	γ	γ
δ	δ	δ
ε	ε	ε
ζ	ζ	ζ
η	η	η
θ	θ	θ
ι	ι	ι
κ	κ	κ
λ	λ	λ
μ	μ	μ
ν	ν	ν
ξ	ξ	ξ
ο	ο	ο
π	π	π
ρ	ρ	ρ
σ	σ	σ
τ	τ	τ
υ	υ	υ
φ	φ	φ
χ	χ	χ
ψ	ψ	ψ
ω	ω	ω
¢	¢	¢
—	—	—
-	−	−
¬	¬	¬
£	£	£
¥	¥	¥
タブ			

■ 商標登録出願における「標準文字」で使用できる文字

標準文字とは商標登録を求める対象としての商標が文字のみにより構成される場合で、出願人が商標の態様について特別に権利要求をしないときに、特許庁長官があらかじめ指定して公表した書体よりなる文字をもって商標登録を受けることができるものです。

《参考》 特許庁長官は商標法第 5 条第 3 項に規定する標準文字を規定し、その一覧表を平成 9 年 3 月 25 日付の特許庁公報で公表しています。

使用上の注意

- すべて全角文字であること
- 文字修飾をしないこと
- 文字が 30 文字以内であること
- 空白文字が 2 文字以上連続して出現しないこと
- 途中で改行しないこと

使用できる文字

- JIS-X0208-1997 内の以下の指定文字のみから構成される文字
- JIS-X0208-1997 の JIS 第一水準漢字および JIS 第二水準漢字
- ひらがな：4 区 1～83 点
- カタカナ：5 区 1～86 点
- 空白：1 区 1 点
- 英字：3 区 33～58 点、65～90 点
- 数字：3 区 16～25 点
- 読点（、）：1 区 2 点
- 句点（。）：1 区 3 点
- コンマ（，）：1 区 4 点
- ピリオド（.）：1 区 5 点
- 中点（・）：1 区 6 点
- 感嘆符（!）：1 区 10 点
- 平仮名繰返し記号（ゝ）：1 区 21 点
- 平仮名繰返し記号濁点（ゞ）：1 区 22 点
- 繰返し記号（々）：1 区 25 点
- 長音（ー）：1 区 28 点
- ダッシュ（—）：1 区 29 点
- 波ダッシュ（～）：1 区 33 点
- 左シングル引用符（‘）：1 区 38 点
- 右シングル引用符（’）：1 区 39 点
- 始め小括弧（（））：1 区 42 点
- 終わり小括弧（））：1 区 43 点
- 始め亀甲括弧（〔））：1 区 44 点
- 終わり亀甲括弧（〕））：1 区 45 点
- 始め大括弧（〔））：1 区 46 点
- 終わり大括弧（〕））：1 区 47 点
- 始めかぎ括弧（「））：1 区 54 点
- 終わりかぎ括弧（」））：1 区 55 点
- 正符号（+）：1 区 60 点
- 負符号（-）：1 区 61 点
- パーセント（%）：1 区 83 点
- アンパサンド（&）：1 区 85 点
- 単価記号（@）：1 区 87 点



「ハイフン（-）：1 区 30 点」は、使用できません。

使用できない文字など

- 特許庁長官の指定文字以外の文字を含む文字
- 図形のみ、図形と文字の結合商標
- 文字数が 30 文字を超える文字（スペースも含む）
- スペースの連続を含む商標
- 縦書きの商標、2 段以上の構成からなる商標
- ポイントの異なる文字を含む商標
- 色彩を付した商標
- 文字の一部が図形的に、または異なる書体で記載されている商標
- 花文字など特殊文字、草書体などの特殊書体で記載された商標

使用する場所

標準文字は、以下の場所でのみ使用します。

- 商標登録願の【商標登録を受けようとする商標】
- 団体商標登録願の【商標登録を受けようとする商標】
- 防護標章登録願の【防護標章登録を受けようとする標章】

■ 配列表 ST.25 形式で利用できる文字、使用できない文字

「インターネット出願ソフト i1.21」以降のバージョンでは、配列表 ST.25 形式に規定外の文字が使われていた場合、明細書と同様、エラーになります。



以下の規定は、配列表の ST.25 形式のみに該当します。配列表 HTML 形式の場合は該当しません。

配列表 ST.25 形式で利用できる文字

- 全角の場合： JIS-X0208-1997 ただし、合成用丸（2 区 94 点）を除く
- 半角の場合： JIS-X0201-1976 のうち、数字、英字（大文字・小文字）、記号（書類作成編「1.2.2 手続書類で利用できる文字」の「■半角文字」の表参照）

配列表 ST.25 形式で利用できない文字

- 上記以外の①②などの丸付き数字、半角カナは使用できません。
- 配列表 ST.25 は HTML 形式ではありませんので、「文字エンティティ」や「数値エンティティ」での入力はできません。例えば、「<」と入力すると、「<」ではなく、そのまま「<」と表示されます。
「文字エンティティ」や「数値エンティティ」については、書類作成編「1.2.2 手続書類で利用できる文字」の「■スペシャルキャラクターで入力する文字」をご覧ください。